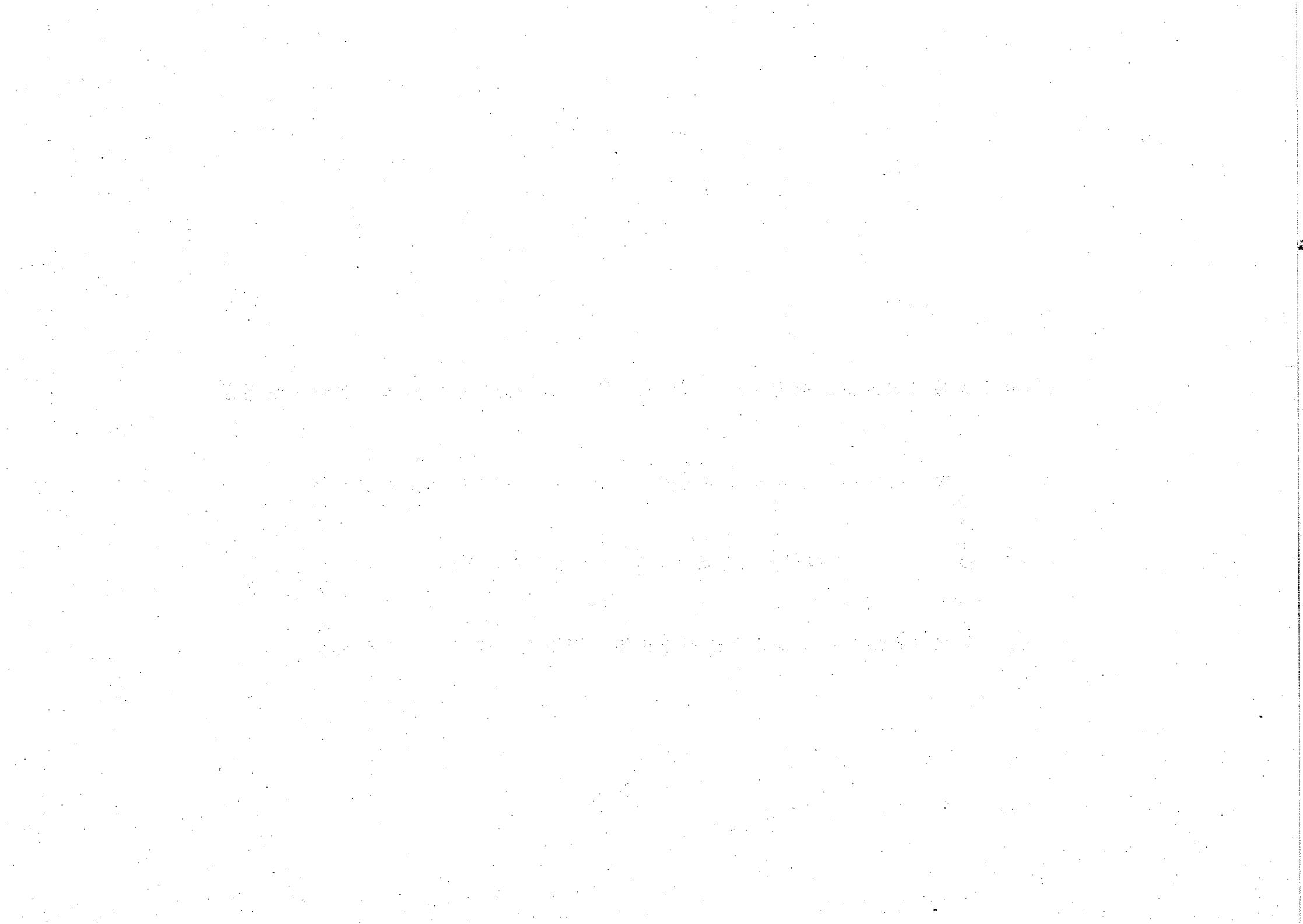


※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※
平成23年第4回箕面市議会定例会議案
(追加第3号)

報告第30号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償請求に関する和解）

箕 面 市



報告第30号

専決処分の報告の件

交通事故に係る損害賠償請求に関する和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙「専決処分書」のとおり次の内容の和解を専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成23年12月14日提出

箕面市長 倉田哲郎

- 1 事故発生日時 平成23年10月11日 午後1時30分頃
- 2 事故発生場所 箕面市粟生外院一丁目15番4号 駐車場内
[REDACTED]
- 3 相手方 [REDACTED]
[REDACTED]
- 4 事故の状況 本市の公用車（生涯学習部文化財保護担当職員運転）が、上記日時・場所において、後進しようとしたところ、停車していた相手方の車両と接触し、同車両の右前部ドアを破損させたものである。
- 5 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、125,359円とし、市は相手方にその全額を支払う。
- 6 和解年月日 平成23年12月2日

写

専決第 9 号

専 決 处 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

交通事故に係る損害賠償請求に関する和解の件

平成23年10月11日箕面市粟生外院一丁目15番4号 駐車場内において、公務のため公用車を運転していた本市職員が発生させた交通事故に関し、[] を相手方とし、民法（明治29年法律第89号）第695条の規定により別紙のとおり和解する。

平成23年12月2日専決

箕面市長

倉田吉郎

別紙の和解契約書は、報告第30号専決処分の報告の件の和解内容と同様であるため省略する。

